

## 令和2年1月6日から「求人票」が変わります それに伴い、求人の申込方法も変更になります。

令和2年1月にハローワークのシステムが変わり、**より多くの求職者の方々に、より詳しい求人情報や事業所情報を提供**できるようになります。

これに伴い、求人票の様式及び申込方法も変わり、今後、求人条件や事業所情報などについて内容確認や追加情報（項目）の登録を行っていただく必要があります。

- ◆ポイント1 求人票の様式がA4片面からA4両面になります。掲載する情報量（項目）が増え、求職者が求める情報をより詳細に伝えられるようになります。
- ◆ポイント2 ハローワークに来所しない求職者に対しても、ハローワークインターネットサービスを通じて、ハローワーク内に設置されたパソコン（来所者端末）と同じ求人情報を提供できるようになります。

### 【求人申込方法の変更について】

◆ハローワークに来所し、求人申込書への記入に変わり①又は②の方法となります。

- ①ハローワーク内に設置されたパソコン(来所者端末)へ求人内容を入力による申込み
- ②「求人者マイページ」を開設し、事業所からインターネットによる申込み

※「求人者マイページ」の開設には、令和2年1月6日以降、ハローワークインターネットサービスより開設の申請を行い14日以内に、ハローワークに来所いただく必要があります。（裏面参照）

なお、従来同様の求人申込書への記入による受付も行います。

### 【求人の更新・変更について】

事業所情報及び求人情報がより詳しくなります。

そのため

- ◆現在申込んでいる求人又は以前に申込みを行った求人の更新(再公開)を行う場合。 ⇒ ① + ②又は③により 手続きを行っていただきます。
- ◆現在申込んでいる求人について、条件変更や新設する情報欄の追加登録を希望する場合。 ⇒ ① + ② の手続きを行っていただきます。

- ①追加となる事業所情報についてハローワークにて登録（事業所ごと）
- ②追加となる求人情報についてハローワークにて登録（求人ごと）
- ③求人者マイページからの求人申込（求人ごと）



令和2年1月6日以降に、現在申込んでいる求人又は以前に申込みを行った求人の更新（再公開）及び条件変更を行う場合、以下の手続きが必要となります。

（※新規に求人を提出される場合も必要です）

## I 追加となる情報等の登録について

「事業所情報」及び「求人票」に掲載される項目が増えます。

追加される情報等について、追加登録が必要となります。

追加登録用紙については、各ハローワークにおいてお受取りいただき、更新依頼とあわせて各ハローワークへご提出下さい。

## II 地図の登録について

求人票に標記させる地図が地図ソフトを活用した登録方式に変わります。

各ハローワークの求人窓口で正確な位置を確認してピンマークをご登録いただくか、ハローワークにご一任下さい（その際は、所在地から自動表示された地図となります。）ハローワークにご一任いただく場合は、上記の追加登録用紙にその旨、記入下さい。

## III 画像情報について

これまでご登録いただき、ハローワーク内で求職者に対し公開していた、事業所の画像情報（外観、職場内写真、パンフレットなど）は、1月以降いったん非公開となります。

ハローワーク内及びハローワークインターネットサービスでの公開を希望される場合は、ハローワークの窓口にてご相談下さい。

※表面ポイント2：インターネットを通じ、ハローワーク内に設置されたパソコン（来所者端末）と同じ情報が提供されます。

## 「求人者マイページ」を開設することができます

### 【マイページの目的】

求人者マイページは、求職者の募集・採用選考を行うことを希望する求人者を対象に、募集・選考活動に必要なサービスを提供するものです。

求人者マイページを開設すると、求人の申込み（仮登録）や求人内容の変更のほか、求人・応募者を管理したり、求職情報を検索したりすることができます。

### 【マイページの主な機能】

（1）事業所情報の編集機能（2）求人の申込み（仮登録）及び変更等の機能<求人の申込み、求人の保留・取消、過去に申込みした求人の更新など>（3）応募者管理機能<応募者一覧、選考結果連絡など>（4）求職情報検索機能（5）求職者とのメッセージのやりとり（6）ハローワークからのメッセージ受信機能 ※(4)(5)については、今後リリース予定

### 【求人申込みに際し、マイページに登録後、来所が必要な場合があります】

- |                          |                            |
|--------------------------|----------------------------|
| ①初めてマイページを通じて求人の申込みをする場合 | ④初めて障害者トライアル雇用求人を申込みする場合   |
| ②初めて障害者雇用専用求人申込みする場合     | ⑤過去1年間、ハローワークに求人を申込んでいない場合 |
| ③初めてトライアル雇用を申込みする場合      | ⑥派遣・請負求人を申込みする場合           |

⇒ その他、詳しい点については、下記のパンフレットをごらん下さい。

- ・2020年1月6日からハローワークの利用方法が変わります
- ・2020年1月6日から求人票と公開方法が変わります
- ・2020年1月6日から求人票が変わります その1（2019年10月～12月に求人申込を行う事業主の皆さまへ）
- ・2020年1月6日から求人票が変わります その2（2019年10月以降に求人申込を行った事業主の皆さまへ）
- ・令和2年1月6日から「求人者マイページ」が開設可能